

根室市告示第7号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項の規定に基づき実施した根室市新ごみ処理施設の設置に係る生活環境影響調査の結果について、根室市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成13年根室市条例第33号）第3条の規定により告示する。

令和6年2月28日

根室市長 石 垣 雅 敏

1. 縦覧の場所

- (1) 根室市役所市民生活部廃棄物処理施設整備推進課
- (2) 根室市じん芥焼却場

※縦覧される方は、備え付けの「縦覧申込書」に必要事項を記入してください。

2. 縦覧の期間及び時間

期 間：令和6年2月28日（水）から令和6年3月28日（木）まで
（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
時 間：午前9時00分から午後4時00分まで

3. 施設の概要

- (1) 施設の名称

根室市新ごみ処理施設

- (2) 施設の設置の場所

根室市幌茂尻70番地1

- (3) 施設の種類

焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

燃やせるごみ（台所のごみ、食用油、紙類、枝・葉・草・木くず・材木類、衣類・布類、皮革製品、ゴム・ビニール製品、プラスチック製品等）

(5) 施設の能力

44 t / 日 (22 t / 日 × 2 炉)

(6) 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭

4. 意見書の提出

施設の設置に関し利害関係を有する方は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

5. 記載事項

意見書を提出される方は、意見書用紙を備え付けておりますので、下記に示す事項をすべて記入してください。

(1) 住所及び氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)

(2) 施設の名称

⇒「根室市新ごみ処理施設」

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

6. 意見書の提出先

(1) 持参の場合

根室市役所市民生活部廃棄物処理施設整備推進課

(2) 郵送の場合

〒087-8711

根室市常盤町2丁目27番地

根室市役所市民生活部廃棄物処理施設整備推進課

(3) F A X の場合

0153-24-6272

(4) 電子メールの場合

sim_hseibi@city.nemuro.hokkaido.jp

7. 意見書の提出期間

令和6年3月29日(金)から令和6年4月11日(木)まで